

【事前質問】

福祉用具の貸与と販売の選択制について

Q1 保険者として何らかの判断基準が設けられているのでしょうか。

A 保険者としては、特に判断基準は設けていません。

厚生労働省の通知をもとに、介護保険 福祉用具の手引きの 10 ページに説明を追加しているように、貸与又は販売（購入）が選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえた提案を行ってください。

Q2 制度上、保険者の方針として利用者の意向をそのまま尊重してよいのか、ご見解を伺いたい

A 制度上、「利用者の意向を尊重すること」は基本とされています。利用者が適切に選択するためには、必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえた提案を行ってください。

Q3 ケアマネジャーの役割としては情報提供及び制度の説明までで十分なのか、保険者の指導を受けたい

A 貸与又は販売（購入）が選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえた提案を行ってください。

また、利用者が貸与又は販売のいずれかを決定したら、その後の支援をお願いします。